

APRC-FY2022-PD-CHN12

海外の政策文書

原文： 科技部印发《关于破除科技评价中“唯论文”不良导向的若干措施（试行）》的通知（中华人民共和国科技部）2020年2月

URL：

[http://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2020/202002/t20200223\\_151781.html](http://www.most.gov.cn/xxgk/xinxifenlei/fdzdgknr/fgzc/gfxwj/gfxwj2020/202002/t20200223_151781.html)

## 【中国】

「科学技術の評価における『論文のみ』の依拠による悪影響の排除に関する若干の措置（試行）」の印刷・公布に関する科学技術部の通知

(Tentative translation)

## 【仮訳・編集】

国立研究開発法人科学技術振興機構  
アジア・太平洋総合研究センター

### 【ご利用にあたって】

本文書は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（Asia and Pacific Research Center；APRC）が、調査研究に用いるためアジア・太平洋地域の政策文書等について仮訳したものとなります。APRCの目的である日本とアジア・太平洋地域との間での科学技術協力を支える基盤構築として、政策立案者、関連研究者、およびアジア・太平洋地域との連携にご関心の高い方々等へ広くご活用いただくため、公開するものです。

### 【免責事項について】

本文書には仮訳の部分を含んでおり、記載される情報に関しては万全を期しておりますが、その内容の真実性、正確性、信用性、有用性を保証するものではありません。予めご了承下さい。

また、本文書を利用したことに起因または関連して生じた一切の損害（間接的であるか直接的であるかを問いません。）について責任を負いません。

APRCでは、アジア・太平洋地域における科学技術イノベーション政策、研究開発動向、および関連する経済・社会状況についての調査・分析をまとめた調査報告書等をAPRCホームページおよびポータルサイトにおいて公表しておりますので、詳細は下記ホームページをご覧ください。

（APRCホームページ） <https://www.jst.go.jp/aprc/index.html>



（調査報告書） <https://spap.jst.go.jp/investigation/report.html>



本資料に関するお問い合わせ先：

国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）アジア・太平洋総合研究センター（APRC）

Asia and Pacific Research Center, Japan Science and Technology Agency

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

Tel: 03-5214-7556 E-Mail: [aprc@jst.go.jp](mailto:aprc@jst.go.jp)

<https://www.jst.go.jp/aprc/>

「科学技術の評価における『論文のみ』の依拠による悪影響の排除に関する若干の措置（試行）」の  
印刷・公布に関する科学技術部の通知  
国科発監〔2020〕37号

国务院の各関係部門、直屬機関ならびに各関係機関 御中

中国共産党中央弁公庁および国务院弁公庁の「プロジェクト審査、人材評価および機関評価の改革の深化に関する意見」ならびに「科学者精神を一層発揚し、業務姿勢および学問姿勢の構築を強化することにに関する意見」の要求を遂行し、科学技術の評価体系を改善し、科学技術の評価における『論文のみ』の依拠による悪影響を排除するために、分類別評価および実効性重視の原則に従い、科学技術部は財政部と共同で検討を行い、「科学技術の評価における『論文のみ』の依拠による悪影響の排除に関する若干の措置（試行）」を制定した。ここに印刷・公布するため、これを遵守し、執行されたい。

執行過程における関連問題については、遅滞なく科学技術部に報告されたい。1年間の試行を経た後に実施効果の評価を行い、関連措置についてさらなる調整・改善を行った後に、効果の良好な措置について関係部門と協議を行い、より広範囲において再現・普及を行う。

科学技術部  
2020年2月17日

（本文書は公開文書とする）

科学技術の評価における『論文のみ』の依拠による悪影響の排除に関する若干の措置（試行）

中国共産党中央弁公庁および国务院弁公庁の「プロジェクト審査、人材評価および機関評価の改革の深化に関する意見」ならびに「科学者精神を一層発揚し、業務姿勢および学問姿勢の構築を強化することにに関する意見」の要求を遂行し、科学技術の評価体系を改善し、国家科学技術計画プロジェクト、国家科学技術イノベーション基地、中央級科学研究事業機関、国家科学技術奨励およびイノベーション人材推進計画等の科学技術の評価において、論文数の多寡やインパクトファクターの高低を過度に重視し、代表的な成果の質、貢献および影響等を軽視するような「論文のみ」の依拠による悪影響を排除するために、分類別評価および実効性重視の原則に従い、財政部との協議を経て、ここに以下の措置を提起する。

1. 分類別審査・評価による指導の強化。分類別審査・評価を実施し、代表的成果の質、貢献および影響を重視する。

(1) 基礎研究類の科学技術活動については、新たな発見、新たな観点、新たな原理、新たなメカニズム等の代表的な成果の質、貢献および影響の評価を重視する。論文評価については代表作制度を実施し、科学技術活動の特徴にもとづいて代表作の数を合理的に決定する。このうち、国内の科学技術

学術雑誌上の論文が原則的には3分の1を下回ってはならない。代表作に対する同業内での評議を強化し、定量的評価と定性的評価を結合させ、その学術的価値および影響、ならびに今次の科学技術評価との関係性ならびに関係者による貢献等を重点的に評価し、代表作の数の多寡やインパクトファクターの高低を定量的審査・評価の指標としない。

(2) 応用研究、技術開発類の科学技術活動については、新技術、新製造工程、新製品、新材料、新設備ならびに重要部品、実験装置/システム、応用ソリューションプラン、新たな診療プラン、臨床ガイドライン/基準、科学データ、科学技術レポート、ソフトウェア等の代表的な成果の質、貢献および影響の評価を重視し、論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(3) 高品質な成果に対する審査・評価の重み付けを高める。一定の学術的影響があり、または実際の応用効果がある代表的な成果については高品質な成果とすることができ、重み付けを10%まで高めることができる。重要な学術的影響があり、関連分野の科学技術イノベーションに対して牽引的役割のあるものについては、重み付けを30%まで増やすことができる。すでに実践において応用され、経済・社会の発展および国の安全に重要な貢献を果たしているものについては、重み付けを50%まで増やすことができる。具体的な重み付けについては、関係する科学技術評価組織管理機関（機構）が実際の状況にもとづいて決定する。

高品質な論文の発表を奨励する。これには、国際的な影響力のある国内の科学技術学術雑誌、業界で公認される国際的にトップレベルの、または重要な科学技術学術雑誌において発表された論文、ならびに国内外のトップレベルの学術会議において報告された論文が含まれる（以下、「3種類の高品質の論文」という）。前述の学術雑誌、学術会議の具体的な範囲については、当該機関の学術委員会が少数かつ精鋭の原則にもとづいて決定する。このうち、国際的な影響力のある国内の科学技術学術雑誌については、中国科学技術学術雑誌卓越アクションプランに入選した学術雑誌の目録を参照して決定する。業界で公認される国際的にトップレベルの、または重要な科学技術学術雑誌、ならびに国内外のトップレベルの学術会議については、当該機関の学術委員会が学問分野または技術分野と結び付けて選定する。「3種類の高品質の論文」の研究成果については、高品質な成果にもとづいて審査・評価をすることができる。高品質な成果の審査・評価においては、同業内の評議による役割を発揮する。

2.国家科学技術計画プロジェクト（研究テーマ）の審議・評価におけるイノベーションの質および総合実績の強調。立案審議においてはプロジェクト（研究テーマ）の実行可能性および先進性に対する評価を重視し、総合実績の評価においてはプロジェクト（研究テーマ）の契約に取り決められる代表的な成果の質および影響に対する評価を重視する。

(4) 応用研究および技術開発類のプロジェクト（研究テーマ）については、論文を申請ガイドライン、立案審議、総合実績評価、抜き取り検査等の評価の根拠および審査の指標とせず、申請書、任務書、年度報告等の資料において、論文発表状況の記入を要求してはならない。

(5) 基礎研究類のプロジェクト（研究テーマ）については、論文評価において代表作制度を実施し、代表作の数は原則的に5本を超えないものとする。申請書、任務書、年度報告等の資料においては、代表作による関連プロジェクト（研究テーマ）へのサポート的な作用および関連性を重点的に記入する。立案審議、総合実績評価、抜き取り検査等の段階においては、代表作の質および応用状況について重点的に審査・評価する。

3.国家科学技術イノベーション基地の評価におけるサポート・サービス能力の強調。科学技術イノベーション基地による国の重大ニーズならびに経済的・社会的発展へのサポート・サービスの作用および効果の評価を重視する。

(6) 国家技術イノベーションセンター、国家臨床医学研究センター等の技術イノベーション・成果実用化類の基地については、国の重大ニーズおよびプロジェクト建設へのサポート作用ならびに重大な臨床ニーズおよび産業化ニーズに対するサポート・保障作用の評価を重視する。論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(7) 国家科学技術リソースシェアサービスプラットフォーム、国家野外科学観測研究ステーション等の基盤サポートおよび条件保障類の基地については、対外サービスの質および効果の評価を重視する。論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(8) 国家実験室、国家重点実験室等の科学およびプロジェクト研究類の基地については、オリジナリティのあるイノベーション能力、国際的・科学的先進性・競争力、国の重大ニーズを満たす能力等の評価を重視する。論文評価について代表作制度を実施し、各評価サイクルにおける代表作の数は原則的に20本を超えないものとする。

4.中央級科学研究事業機関の実績評価における使命達成状況の強調。科学研究機関については、国家使命および主旨・目標の履行状況ならびに成果の学術的価値および影響力に対する評価を重視する。

(9) 科学研究・開発類の機関については、成果の実用化、産業発展のサポート等の面での実績の評価を重視する。論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(10) 社会公益性研究類の機関については、公益性研究成果の実績、社会的責任の履行の効果に対する評価を重視する。論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(11) 基礎研究類の機関については、代表的成果のレベル、国際的・学術的影響、経済・社会の発展および国の重大ニーズに対する貢献等の評価を重視する。論文評価においては代表作制度を実施し、各評価サイクルにおける代表作の数は原則的に40本を超えないものとする。

5.国家科学技術奨励における成果の質および貢献の審査の強調。関連の科学技術成果の質、効果および影響ならびに関係者による貢献の審査を重視する。

(12) 自然科学賞については、成果のオリジナル性、公認度および科学的価値等に対する審査を重視する。論文評価については代表作制度を実施し、代表作の数は原則的に5本を超えないものとする。

(13) 技術発明賞および科学技術進歩賞については、成果のオリジナル性、先進性、応用価値および経済的・社会的効果等に対する審査を重視し、論文を主な審査の根拠としない。

(14) 最高科学技術賞および国際協力賞においても、分類別評価の要求を遂行しなければならない。

6.イノベーション人材推進計画の人材選考における科学的精神、能力および業績の強調。学術的な道徳レベルならびに専門分野における活躍度および影響力、研究開発成果のオリジナル性、成果の実用化の効果、科学技術サービスの満足度等についての評価を重視する。

(15) 科学技術イノベーション・創業型人材については、創業型人材が創立した企業によってもたらされる就職、産業科学技術の内容ならびに経済的・社会的効果等の評価を重視する。論文を主な評価の根拠および審査の指標としない。

(16) 青中年科学技術イノベーション・リーダー的人材については、すでに収めている中核的成果の革新性および学術的影響の評価を重視する。論文評価については代表作制度を実施し、代表作の数は原則的に5本を超えないものとする。

(17) 重点分野のイノベーションチームについては、チームの協調性・イノベーション能力、ならびにチームリーダーの組織に対する協調性および指導力の評価を重視する。論文評価については代表作制度を実施し、代表作の数は原則的に10本を超えないものとする。

(18) その他の科学技術人材計画についても、分類別評価の要求を遂行しなければならない。

7.中国の高品質な科学技術学術雑誌の創設・育成。世界一流の中国の科学技術学術雑誌の育成を目標に、中国の科学技術学術雑誌の高品質な発展を推進し、科学技術強国の建設に奉仕する。

(19) 中国科学技術学術雑誌卓越アクションプランの実施を加速し、リーダー的な学術雑誌の構築を推進する。重点的学術雑誌および段階的学術雑誌を育成し、スタートラインの高い英文学術雑誌の創設を奨励し、中国語の学術雑誌における英文アブストラクトの質を高める。中国の特色ある、かつ、国際的な影響力のある「科学引用索引」システムを構築する。財政資金の資金助成を受けている論文が高品質な国内の科学技術学術雑誌において発表されることを奨励する。

(20) 学術雑誌の早期警告メカニズムを整備し、国内および国際学術雑誌の早期警告リストを定期的に公表し、かつ、動向のフォローアップおよび即時調整を実施する。管理上および学術上の信用度が低く、商業利益至上の学術雑誌は、「ブラックリスト」に加える。

8.論文発表に関する支出管理の強化。「論文のみ」への依拠を排除した状況にふさわしい資金管理措置を構築する。論文に対する資金助成範囲を厳しく制限し、論文発表における支出を厳しく管理する。

(21) 国家科学技術計画プロジェクトにより生まれた代表作ならびに「3種類の高品質の論文」については、発表における支出は国家科学技術計画プロジェクト特別資金の規定に従い、現実に即して計上することができるが、その他の論文発表における支出については全て計上を許可しない。論文1本あたりの発表における支出が2万人民元を超える場合には、当該論文の責任著者または筆頭著者の所属機関の学術委員会による論文発表の必要性に対する審査で承認された場合に限り、国家科学技術計画プロジェクト特別資金に計上することができる。

(22) 「ブラックリスト」および早期警告リスト入りしている学術雑誌において発表された論文については、論文発表に関係する支出を国家科学技術計画プロジェクト特別資金に計上してはならない。国家科学技術計画プロジェクト特別資金奨励の論文発表への使用は許可しない。規定に違反した場合には、奨励資金およびプロジェクト関連の余剰資金を回収する。

(23) プロジェクト総合実績評価の過程においては、プロジェクト管理機関は、国家科学技術計画プロジェクト特別資金に計上された論文の発表状況に対するチェックを強化しなければならない。

(24) 関係する高等教育機関、科学研究機関等は、論文発表の必要性およびプロジェクト研究との関係性について審査をしなければならない。国の安全および秘密等に関係する可能性のある論文については厳しく審査し、管理を強化しなければならない。論文の発表数およびインパクトファクター等と奨励金との関連付けを許可しない。

9. 監督検査の強化。監督検査を強化し、各措置の実施・遂行を確保する。

(25) 「論文のみ」の依拠による悪影響の排除のための各措置の遂行状況に対する監督検査を実施する。遂行が不十分で、深刻な「論文のみ」の依拠による問題が存在し、または論文発表の奨励が存在する関連の高等教育機関、科学研究機関等については、事情聴取、通報・批判等の方式により処分し、かつ、是正を命じ、是正期間においては国家科学技術計画プロジェクト特別資金による当該機関の論文発表に対する資金助成を一時停止する。諮問審査専門家に対する研修・指導を強化し、プロジェクト審査において「論文のみ」に依拠する現象が存在する場合には、直ちに是正するものとする。

(26) 関連の高等教育機関、科学研究機関等は、論文発表の署名管理を強化しなければならない。「科学者精神を一層発揚し、業務姿勢および学問姿勢の構築を強化することに関する意見」の公布後においても、論文に対して実質上の学術的貢献がないのに依然として「名目的に」記名がなされている場合には、規則に従って責任を厳しく追及する。

(27) 肯定的な典型的事例の宣伝を強化し、正確な世論誘導を確立する。論文発表状況の過度な宣伝を許可しない。論文の数、インパクトファクターを宣伝・報道、実績総括、年度報告の重要な内容として提唱しない。